ちかし REPORT

みんなの声に動く、働く

ちかしレポート

VOL.11

2023.1月発行

「意志」ある所に「道」あり

県議会議員
「斉藤ちかし」が
故郷の明日を
考える。

活動日誌

2022年

2月 県議会本会議

第309回定例会（2月22日開会・3月23日閉会）

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について（本紙紹介）
2. あおもり若者定着奨学金返還支援制度について
3. リンゴ産業の振興について

3月 令和4年度予算特別委員会

3月11日開会・3月16日閉会

6月 県議会本会議

第310回定例会（6月2日開会・6月17日閉会）

1. 農林水産委員会の審査の経過並びに結果について

9月 農林水産委員会県内調査

（中南・西北地区）9月12日～13日

○令和4年8月3日からの大雨に係る被害状況現地調査では、浸水被害のあった中泊町及び藤崎町の現場において、被害発生当時の状況や今後の対応等について説明を受けた後、被害状況を調査しました。（写真1）

○小泊漁港では、小泊地区水産流通基盤整備事業について説明を受けた後、国内最大級の100t型消波ブロック製作工事を視察しました。（写真2）

○株式会社黒滝農園では、水田の規模拡大と高収益作物の導入による複合経営やにんにくを使った6次産業化の取組等について説明を受けた後、園内ビニールハウス、作業場、農地等を視察しました。（写真3）

○つがる弘前農業協同組合夢ヶ丘農場では、りんごの高密植わい化栽培について説明を受けた後、栽培の様子を視察しました。（写真4）

○もりやま園株式会社では、りんご生産におけるスマート農業の実践と摘果果実を原料としたシードルの製造・販売等について視察しました。（写真5）

写真1

写真2

写真3

写真4

写真5

9月 県議会本会議

第311回定例会（9月21日開会・10月19日閉会）

10月 農林水産委員会県外調査

（熊本県・福岡県・佐賀県）10月25日～27日

○熊本ワイナリーで醸造施設内を視察した後、地元産ブドウを使用した菊鹿ワイナリーの概要と取組について説明を受け、質疑応答を行いました。（写真1）

○株式会社福岡南部給食センターで地元産野菜を使用した給食の製造・販売事業について説明を受け、質疑応答を行った後、給食製造施設を視察しました。（写真2）

○江川農園では、地中熱利用空調システム整備の概要について説明を受け、質疑応答を行った後、システム導入ビニールハウス施設を視察しました。（写真3）

○唐津市水産業活性化支援センターでは、マサバの完全養殖技術の開発について説明を受け、質疑応答を行った後、養殖施設内を視察しました。（写真4）

写真1

写真3

写真2

写真4

11月 県議会本会議

第312回定例会（11月24日開会・12月9日閉会）

次世代を担う子供たちが
故郷に誇りと愛情を持って
暮らせる街にしたい

<斉藤ちかし・略歴>

- 昭和45（1970）年生まれ
- 平成元年弘前高等学校卒業
- 旧岩木町議会議員１期
- 弘前市議会議員１期
- 青森県議会議員３期（農林水産委員会委員長）
- 青森県監査委員
- 原子力・エネルギー対策特別委員会
- 岩木山観光協会会長
- 岩木山商工会理事
- 津軽中学校同窓会会長
- 岩木ソフトボール協会会長
- NPO法人 津軽弁協会理事

斉藤ちかし事務所

〒036-1312
青森県弘前市大字高屋字福田66-1
TEL 0172-82-3202
FAX 0172-82-3103

事務所外観

皆様のご意見ご要望を斉藤ちかしまでお寄せください

令和4年3月 第309回定例会

議会一般質問

県政への質問働きかけ

ちかしPOINT 新型コロナウイルス感染症への対応について

問

二〇一九年十二月に中国武漢市で初めて確認された新型コロナウイルスは、瞬く間に世界中に感染拡大し、日本においても、二〇二〇年一月十六日、国内の感染者が確認されたのを皮切りに、僅か三か月後の四月には七都府県に緊急事態宣言が発出され、その後、日を追うごとに感染者数は膨らみ、七月には累計感染者数は三万人、全都道府県で感染者が確認されるに至りました。その後も感染者数に波はあれども増え続け、初の国内感染者が確認されてから一年後の二〇二一年一月には、累計感染者数は三十万人、累計死者数も四千人を超えました。国や都道府県は、感染者数の増加に対し、その都度、緊急事態宣言やまん延防止措置の対応を取りながら、国民に対して蔓延防止への協力を呼びかけ、国民ほぼ全てが蔓延防止に努めてきいりました。二回のワクチン接種も進み、感染拡大も落ち着くであろうと思われていましたが、新たな変異株の感染拡大が始まり、感染第六波の現在、国内累計感染者数は五百二十二万人を超え、死者数も二万四千人を超える状況で、いまだ衰えを見せません。一方で、本県の状況を見ますと、国内の感染状況とほぼ同じような推移をたどりながらではありますが、今年に入り、第六波においては、これまでとは類を見ない感染者数が連日確認されております。その原因としては、年末年始の帰省や成人式への参加のための帰省などが指摘されておりますが、日々の感染状況を確認しますと、あらゆる年代での感染が確認されており、二次感染、三次感染と広がっています。このような状況を踏まえ、三村知事は、国に対して青森県のまん延防止措置の適用を申請し、その範囲を弘前市の区域に限り、一月二十七日から二月二十日までとしました。その後、三月六日までの延長措置が取られ、さらに、岸田総理によって、昨夜、三月二十一日までの再延長の方向が示されました。

質問1

一月十二日から急激に感染者数が増え出し、一月十五日には百人を超え、十九日には二百人を超えた状況下において、一月二十一日の環境厚生常任委員会においては、まん延防止措置を要請しないとの答弁がなされていたと聞き及んでいましたが、一転して夕方には申請を決めたとの報道もあり、一月二十四日に適用申請がなされ、その後、適用範囲が弘前市に限定されました。この一月二十四日のまん延防止措置の要請時期は適切であったのでしょうか。少しでも早い要請の必要があったのではとも思われますので、県の見解をお伺いいたします。さらには、適用範囲を青森県全域でもなければ、日々の感染者数を公表している範囲の弘前管内でもなく、弘前市のみに限定した理由についてもお伺いいたします。

答 知事

まん延防止等重点措置の区域であります弘前市におきましては、二月中旬時点において新規感染症患者の発生が依然として高い水準で推移しており、重点措置適用時点と比較して蔓延が抑制されているという状況には至っておりませんでしたことから、現行の対策を緩める状況にはないとの認識の下、実施期間を延長することとしたものでございます。一方で、県内の感染状況は、依然として新規感染症患者の発生が相当数確認されていましたが、感染増加のペースは鈍化しつつあり、弘前市に重点措置を適用した時点のように、突出して急増している地域はなく、加えて、飲食店に由来するクラスターが頻発するといった傾向は見られておりませんでした。そういうことから、弘前市以外の地域につきましては、まん延防止等重点措置を新たに適用することは至らないと判断したものでございます。弘前市におけるまん延防止等重点措置は、会食等を行う場や飲酒の機会を制限し、人と人との接触機会の低減を強力に推し進め、感染拡大を抑えるという所期の目的に照らして、新規感染症患者は一時期よりも減少して、一定の効果が現れているものと認識はしているわけでございますが、一方で、先ほども申し上げましたとおり、依然として新規感染症患者の発生は高い水準にありますことから、私としては、引き続き、県民の皆様方お一人お一人が、大変恐縮ではありますが、気を緩めることなく感染防止対策に取り組んでいただくことで、感染拡大の抑え込みにつながることを期待しているという状況でございます。

問

二月一日、青森市の小野寺市長が、市内の感染者増加を受け、まん延防止措置の申請を県に対して要請されましたが、二月四日、県は申請を見送りました。青森市の市政を担い、市民の健康を守る立場にある小野寺市長のまん延防止措置の申請を求めた判断は至極当然であると思われますし、当然、申請適用されるべきであったと思います。適用見送りを受けて、小野寺市長は大変残念だと述べられていますし、見送り後の感染者数の増加も高止まりしており、青森市民の皆様も同様に感じたのではないでしょうか。あわせて、見送りの理由についても、青森市民に対して具体的な説明がなされていないと感じます。

質問2

青森市から適用要請のあったまん延防止等重点措置を見送ることとした理由をお伺いいたします。

答 危機管理局長

青森市長からは、二月一日にまん延防止等重点措置の適用について要請がありましたが、青森市の感染状況は、一部に飲食店を利用した方の感染が確認されていたものの、新規陽性者数や年代別の推移など、感染拡大の推移は、弘前市にまん延防止等重点措置を適用した際と比べると異なる傾向が見られており、学校や教育・保育施設等における感染拡大が顕著となっていました。また、まん延防止等重点措置は、制度上、飲食店等に対する営業時間短縮の要請が中心となり、その一方で、実施した場合の影響は、飲食店のみならず、様々な分野に及ぶこととなります。こうした状況に鑑み、県としては、まずは学校等への対策が急務との認識の下、県の対策強化や、飲食店関連の追加対策の要否等について、専門家の意見等も踏まえながら、県内の感染状況等を総合的に判断し、青森市におけるまん延防止等重点措置の適用を二月四日の時点では見送ることとしたものです。

質問3

まん延防止措置の延長についてです。二月二十日を期限としていた弘前市に対するまん延防止措置ですが、三月六日まで延長がなされました。やむを得ないとはいえ、期限である二月二十日の僅か二日前の延長決定には、弘前市民も、時短営業に協力している飲食店等の事業者の皆様も大変困惑されていました。さらには、この時点において、弘前管内の弘前市以外の感染者数も増加しておりましたが、適用範囲は弘前市に限定されたままの延長となりました。弘前管内の弘前市以外の方々からは、なぜ弘前市に限定されているのかと疑問の声が多々あると聞き及んでいます。そこで、二月十八日にまん延防止措置の実施期間を延長し、弘前市のみを措置区域とした理由及び県として期待している効果についてお伺いいたします。

答 危機管理局長

県内では、一月に入り、新規感染症患者がこれまでにないスピードで増加し続け、クラスターも頻発するなど厳しい感染状況が続いたことから、一月十九日には、県主催イベントの原則中止、延期、不特定あるいは多数の方が利用する県有施設等の原則休館、使用中止、学校等におけるさらなる対策の実施など、全県的な感染防止対策の強化を決定しました。しかしながら、こうした中でも、特に弘前市については感染状況が突出し、爆発的に感染が拡大しており、その中で、会食等が原因の感染やクラスターが散見されたほか、感染経路不明の案件が約七割と高い状況となっていました。このため、県として弘前市についての対策を検討していたところ、一月二十一日の夕方に弘前市に対し、まん延防止等重点措置の適用について要請があり、その後、速やかに専門家の意見を聴取した上で、一月二十四日に、政府に対してその適用を要請したものです。翌二十五日には、政府において、まん延防止等重点措置の適用が決定されたことを受け、危機対策本部会議を開催し、弘前市を措置区域として決定したものです。

令和4年3月 第309回定例会

Q&A

ちかしPOINT 保健所の対応について

問

コロナウイルス感染症が発生して以来、県内各保健所は、その対応の最前線として大きな役割を果たされてきました。第六波の現在もその役割は重要であり、職員の皆様の御負担も相当のものと推察いたします。県民の健康を守るために日夜業務に励んでいらっしゃる姿勢には、心よりの敬意を払わせていただきますとともに、感謝申し上げます。特に感染者数が高止まりしている弘前保健所においては、その業務量は膨大なものであろうし、負担も大きいものと思います。

質問1

県内の感染者数急増に伴い、特に弘前保健所においては電話がつながりづらいなどの状況が生じていると聞き及んでおり、これらを解消するため、人員体制の強化や対応設備の強化、地元自治体との連携などにより、早急に体制強化を図るべきと考えますが、県の見解をお伺いいたします。また、感染拡大に伴い、軽症、無症状などの自宅療養者数も増加しており、この方々の急激な病状悪化への対応についても懸念されます。そこで、自宅療養者に対し、保健所においてどのように健康観察を行っているのかお伺いいたします。

答 健康福祉部長

保健所においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、積極的疫学調査や入院調整、自宅療養者の健康観察など、大きな業務負荷が発生することとなります。今年一月以降の感染の急拡大に伴い、特に弘前保健所管内では、新規感染症患者や濃厚接触者をはじめ、多くの県民の方から電話での問合せが多数寄せられた際には、一時的に電話がつながりにくい状況があったと聞いています。県としては、今般の感染の急拡大に対応するため、全庁的に保健師等の専門職員や事務職員を派遣するとともに、厚生労働省が創設した人材バンクの活用によるＩＨＥＡＴや、地元自治体からの応援職員の支援も受けて、保健所の体制強化を図ってきたところです。次に、自宅療養者に対し、保健所においてどのように健康観察を行っているのかについてです。自宅療養者に対する健康観察については、各保健所において、血中酸素飽和度を測定するパルスオキシメーターを貸与した上で、電話や健康観察ツールにより、発熱などの症状や血中酸素飽和度の測定値等を毎日確認するなど、定期的な健康観察を行っています。また、感染拡大時には、地域の医療機関や医師会に一部業務を委託するなどにより健康観察体制を強化しており、地域の医療機関等が自宅療養者の健康状態に関する相談に応じるほか、受診が必要と判断される場合は、速やかに電話やオンラインで診療し、必要に応じて薬を処方する体制としているところです。

ちかしPOINT 弘前保健所について

問

弘前保健所では、これまで、新型コロナウイルス感染症と診断された方々全員に対して、「感染症法に基づく感染症患者の届出及び就業制限について」「感染症法に基づく就業制限の解除について」の二つの通知を文書で送付していました。この通知文書は、感染を確認した診断方法や、初診日、診断日、就業制限の開始日、就業制限の解除日などが記載されており、回復後の保険請求に必要となるものです。感染によって就業が不可能な場合に、多くの方は収入が減少していると思われますので、早期の保険金給付対応が望まれます。民間保険会社においては、保険金の早急な給付に努めているとも聞き及んでおりますが、これらの通知文書が必要不可欠です。しかしながら、弘前保健所に限った対応なのかは分かりませんが、この二つの通知文書に代えて、新たに「新型コロナウイルス感染症の療養期間等に関する通知書」を療養を終了した方が申請した場合に限り発行する方式に変えました。さらに、申請から発行まで相当の期間を要するようであります。

質問1

弘前保健所では、二月八日より、感染症法に基づく就業制限通知書に代えて、療養期間等通知書を郵送による申請に基づき発行し、複数回の申請や再発行には対応しないとする取扱変更を行いましたが、その理由についてお伺いいたします。

答 健康福祉部長

感染症法に基づき、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止するための措置として、知事が必要があると認めるときは、感染症患者に対し、就業制限等について書面により通知することができるとされておりますが、本年一月三十一日付で改正された国の事務連絡においては、感染症患者から協力が得られる場合には、法に基づく就業制限を行う必要はないとされ、県としては、この事務連絡を踏まえ、感染症患者から協力が得られる場合には、就業制限を行わないことも可能としたところです。弘前保健所では、特に感染者が急増し、業務が逼迫している状況を踏まえ、感染症患者から協力が得られる場合には、原則として就業制限を行わないこととしました。なお、就業制限通知書等が保険請求を行う際の療養期間の証明書として活用されている実態を考慮し、住民の方には御不便をおかけすることになりますが、必要な方からの申請に基づき療養期間等通知書を発行することとし、併せて複数回の申請や再発行を控えていただくようお願いすることにより、保健所において感染症患者の健康観察に一層注力できる体制を取ることとしたものです。

質問2

この取扱変更（複数回の申請や再発行には対応しないとする）について、感染症患者への周知はどのように行ったのかお伺いいたします。

答 健康福祉部長

療養期間等通知書の申請手続については、県庁ホームページで案内するとともに、対象となる自宅療養者から電話等による問合せがあった際には説明を行っています。また、現在、対象となる全ての自宅療養者に対し、案内文書及び申請書を順次発送し、案内を行っているところです。

質問3

県のホームページでは、感染拡大状況等により、通知文書の発行が申請より一、二か月を要するとありますが、現在、申請から発行までどの程度の期間を要しているのかお伺いいたします。

答 健康福祉部長

弘前保健所において、令和四年二月末現在、療養期間等通知書の申請から発行までは、最大で約三週間を要しています。今後、感染拡大により申請が増加した場合は、発行までにより時間を要することが予想されます。